

その他の留意事項～診療施設の開設者及び管理者等の遵守事項

診療施設の開設者及び管理者、診療の業務を行う獣医師には、獣医療法、獣医師法、薬事法等関係法規によって、施設、物品、医薬品、診療動物の管理、診療業務等に関して細かな規定が定められていますので、これらの法令を十分御理解の上、適正に管理、運営されるようお願いいたします。

【獣医療法関係】

診療施設は、開設者(自ら獣医師である場合)又は管理者(獣医師)による管理を要し、設備、医薬品、その他の物品の管理、飼育動物の収容に関し、規則で定められる事項を遵守しなければなりません(法第4条、第5条)。

* 施設の構造設備の基準(獣医療法施行規則第2条)

飼育動物の**逸走防止設備**を設けること。伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、**感染防止設備**を設けること。**消毒設備**を設けること。調剤を行う施設は、冷暗貯蔵設備、調剤に必要な器具を備え、採光、照明及び換気を十分に清潔を保つこと。手術を行う施設は、その内壁及び床が**耐水性**のもので覆われたものであるほか、清潔を保てる構造であること。**エックス線診療室には標識**を付し、人が常時立ち入る場所における**実効線量が1週間に付き1ミリシーベルト以下**になるよう**遮へい物を設ける**こと(規則第7条)。

* 管理者の遵守事項(規則第3条)

飼育動物の収容施設には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。収容施設ではない場所に飼育動物を収容しないこと。飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の規定に違反しないよう必要な注意を払うこと。常に清潔に保つこと。採光、照明及び換気を適切に行うこと。

・診療施設の管理者は、これらの事項を遵守するため、診療施設に勤務する獣医師その他の従業員を監督し、必要な注意をしなければなりません。また、規則の規定を遵守するために必要と認めるときは、診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他の必要な措置を講ずべきことを要求しなければなりません。

・診療施設の開設者は、管理者から要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講じなければなりません。

獣医師又は診療施設の業務に関し、獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号のほかは、規則で定められるもの以外の技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはいけません(法第17条)。

診療用エックス線装置の取り扱い及び防護策については、獣医療法施行規則の第2章(診療用放射線の防護)第7条から第20条に詳細に規定されていますので、十分御理解の上、規則に定められる規定を遵守されるようお願いいたします。

詳細は、獣医療法施行規則をご覧ください。

エックス線診療室(第7条) エックス線装置の防護(第8条) 注意事項の掲示(第9条) 使用場所の制限(第10条) 管理区域(第11条) 敷地の境界等における防護(第12条) エックス線診療従事者等の被ばく防止(第13条) 線量当量の測定等(第14条) エックス線診療従事者に関わる

線量当量の記録（第15条） エックス線診療従事者等の遵守事項（第16条） エックス線装置の定期点検（第17条） エックス線診療室等の測定（第18条） 記帳（第19条） 事故の場合の措置（第20条）

獣医療法施行規則は、平成13年4月1日付けで改正施行され、エックス線装置に関する規定が改正されました。

なお、経過措置として、第7条、第11条及び第13条の規定は、平成15年4月1日から適用されません。また、第8条の規定は、平成13年4月1日現在で設置済みのエックス線装置については、改正前の規定によることができるとされています。

【獣医師法関係】

自ら診察せずに、診断書の交付、劇毒薬、生物学的製剤及び規則で定められる医薬品の投与や処方、出生証明書、検案書等の交付をすることはできません（法第18条）。

診療（診断書等の交付を含む）の依頼があったときは、正当な理由がない限り断ることはできません（法第19条）。

飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に関わる衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければなりません（法第20条）。

診療をしたときは診療簿（検案をしたときは検案簿）に診療（検案）に関する次項を遅滞なく記載し、**3年間保管**しなければなりません（法第21条）。ただし、**牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿及び検案簿にあつては8年間**の保管となります（施行規則第11条）。

【診療簿への記載事項】診療の年月日、診療した動物の種類、性、年令（不明のときは推定年令）、名号、頭羽数及び特徴、診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、病名及び主要症状、りん告、治療方法（処方及び処置）

【検案簿への記載事項】検案の年月日、検案した動物の種類、性、年令（不明の時は推定年齢）、名号、特徴並びに所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、死亡年月日時（不明の時は推定年月日時）、死亡の場所、死亡の原因、死体の状態、解剖の主要所見

獣医師は2年ごとに12月31日現在における氏名、住所、業務内容等省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければなりません（法第22条）。

獣医師名簿の登録事項（免許記載事項）に変更があった場合は、**30日以内**に農林水産省へ必要書類を提出（直接）しなければなりません。なお、免許の書換え・再交付申請、死亡届等も同様です（獣医師法施行規則）。

【薬事法関係】

毒薬又は劇薬は、他の物と区別して貯蔵、又は陳列しなければなりません。また、毒薬を貯蔵又は陳列する場合には、かぎを施さなければなりません。